

福岡地方裁判所 御中

飯塚事件の再審開始決定をもとめる要請書

2021年7月からの第2次再審請求審で明らかにされた主な新事実は、
(1)事件当日の1992年2月20日午前11時ころ、「八木山バイパスで白の軽自動車に女兒を目撃した」という木村証言です。

木村証言は、①判決の死亡推定時刻の午前9時30分以降も女兒は生存していたこと、②T氏が八丁峠で不審者と男を目撃したとされる午前11時ころには、女兒は元気であり、現場に遺留品の投棄はありません。これは、T氏が目撃した不審者と男が久間さんであり犯人とする判決の認定を覆すものです。

(2)事件当日の「8時30分ころ、潤野の三叉路で女兒2人を目撃した、という供述調書は、捜査員に誘導されたもので当日は目撃していない」という女性の証言です。

女性の証言は、①判決が8時30分～50分の間に三叉路北側で誘拐した、とする認定を覆し、②この女性の目撃供述に関連して「紺色後輪Wタイヤのボンゴ車」の目撃供述から、その車両を久間車とした判決の認定も覆すものです。

第1次再審請求では、当時のDNA鑑定信用性を否定しました。

これらの新事実は、マスコミをはじめ社会に「死刑に処された人物は真犯人だったのか?」(NHKBS22,4)「死刑執行は正しかったのか?」(日本テレビ22,9)、さらに、「無実の市民が誤った裁判で死刑に処されたのではないか?」という深刻かつ重大な問題、疑問をあたえています。

この重大かつ深刻な問題と疑問を再審によって明らかにする責務があります。貴裁判所が、再審開始決定をだされるよう心から要請します。

2024年 月 日

氏名	住所

【署名の送付先】〒810-0041 福岡市中央区大名2-2-51-403 TEL092-713-0144

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会 日本国民救援会福岡県本部



国民救援会愛知県本部 電話052-684-5825
〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401

救援新聞 1958年6月10日
第三種郵便物認可